

令和8年6月市議会 建設水道委員会資料

第75号議案～第76号議案

公有水面埋立てに関する意見について

目 次	ページ
1 松が枝国際観光船埠頭2バース化について	2～4
2 議案の概要	5～8
3 位置図	9
4 航空写真	10
5 全体計画図	11
6 計画断面図	12
7 埋立てに対して支障がないと判断する理由	13

まちづくり部

令和8年6月

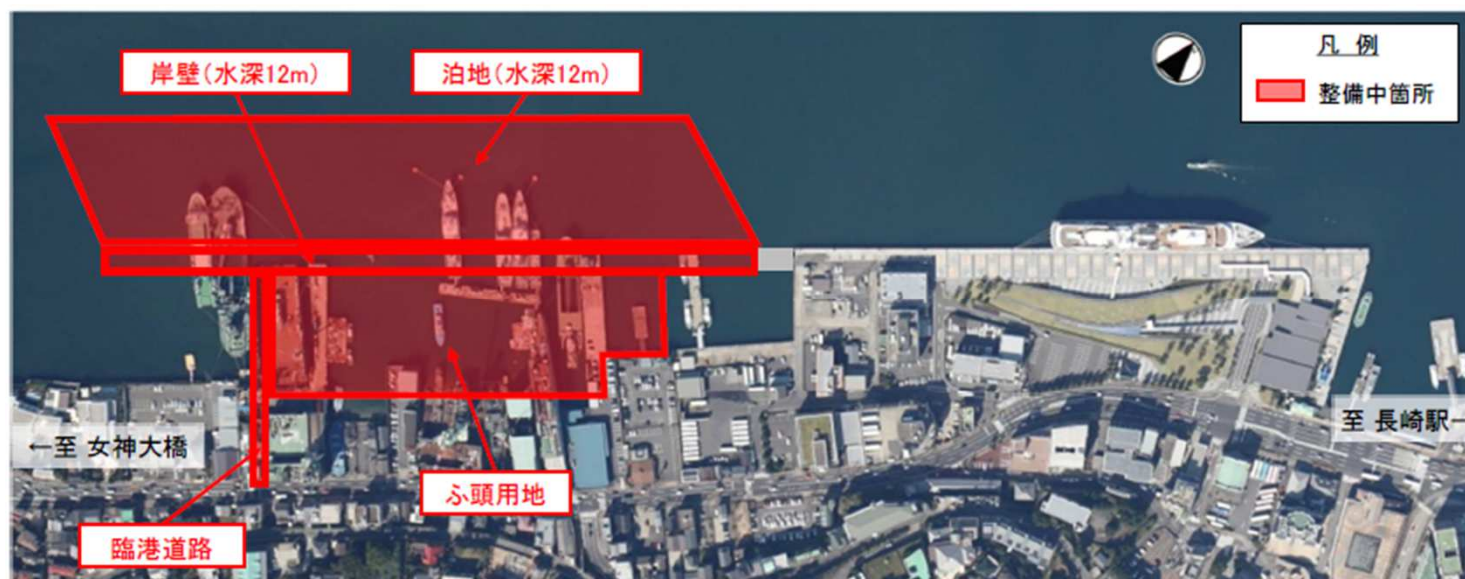
1 松が枝国際観光船埠頭2バース化について

(1) 目的

長崎港松が枝地区において、大型クルーズ船に対応した岸壁等の整備を行うことで、地域の経済活性化につなげるもの。

(2) 事業概要

施設	【国】岸壁（水深12m）、泊地（水深12m） 【県】臨港道路、ふ頭用地
事業期間	令和2年度～令和14年度
事業費	203億円



1 松が枝国際観光船埠頭 2 バース化について

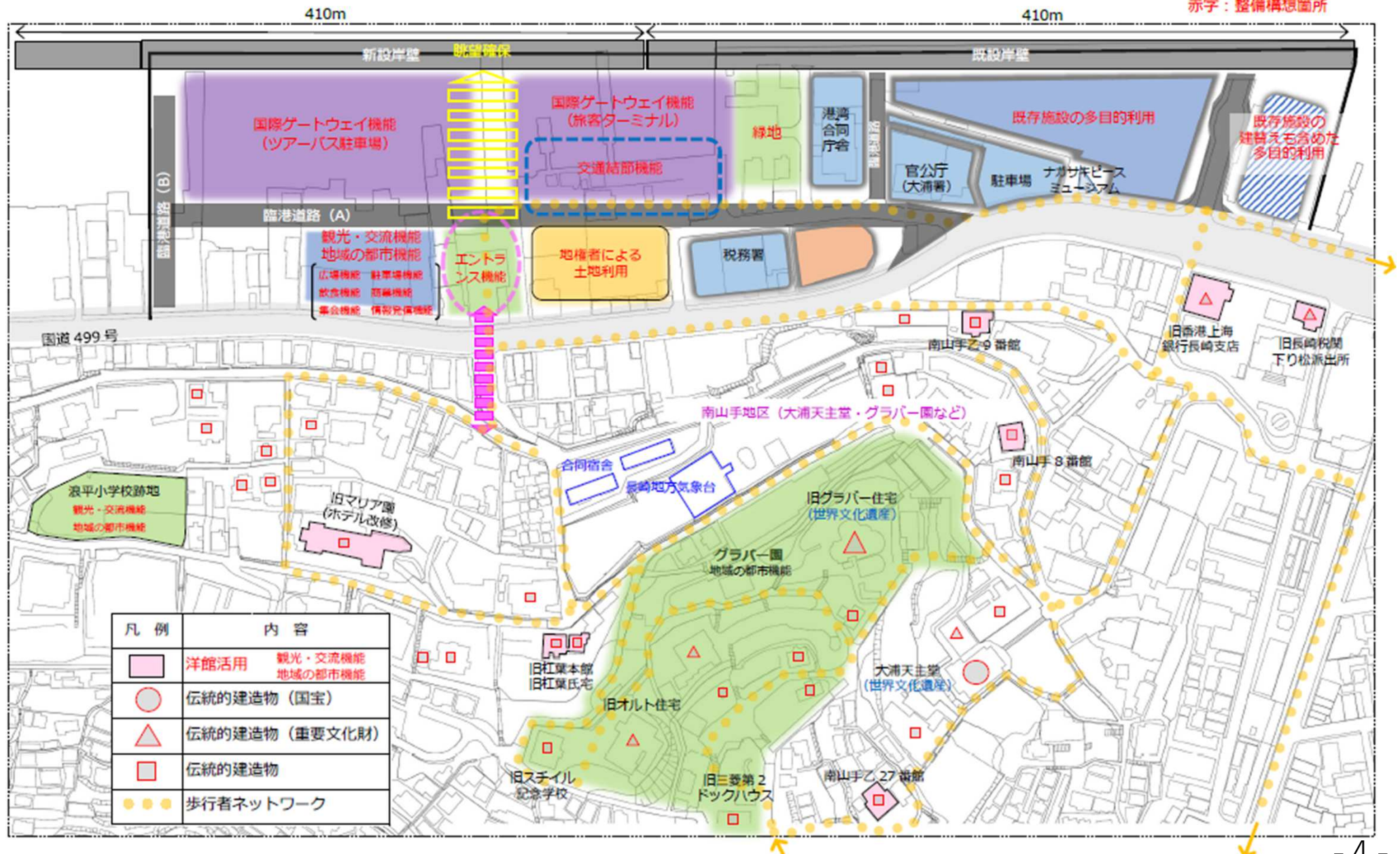
(3) 事業の必要性・効果

- 長崎港は、東アジアに近接した地理的優位性と背後地に世界文化遺産の構成資産をはじめ多くの観光地を有する我が国でも有数の国際観光都市の港である。
- 平成21年には日本で初めて10万総トン級クルーズ船岸壁として供用を開始し、平成29年には過去最高の年間267回の寄港を記録したが、クルーズ船の寄港需要や大型化に対応できない状況となっている。
- 本事業により、これまで以上に多くのクルーズ客が地域を訪れるようになり、地域に更なる賑わいを創出し、地域の経済活性化に寄与する。

1 松が枝国際観光船埠頭2バース化について

参考(松が枝周辺地区整備構想(令和5年11月策定))

短期的な土地利用方針



2 議案の概要

(1) 第75号議案

ア 議案の提案理由

公有水面埋立法第3条第1項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、支障がない旨の意見を述べたいが、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要があるもの。

イ 埋立ての概要

位置	面積	用途	出願人	埋立期間
長崎市松が枝町	5,137.14㎡	ふ頭用地	国土交通省 九州地方整備局	3年9か月

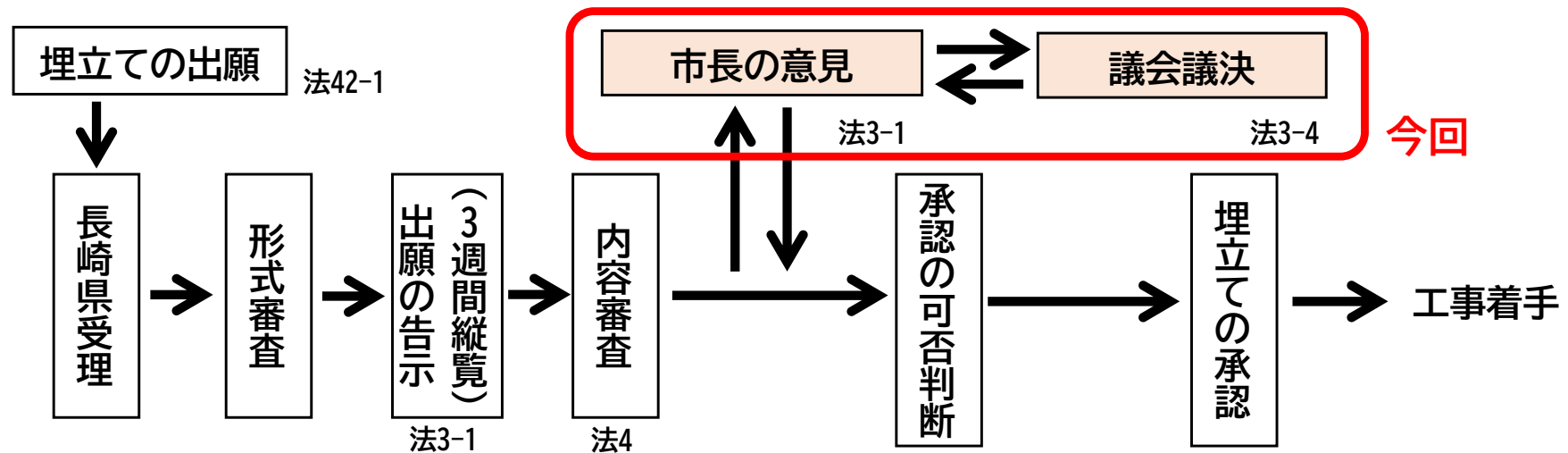
2 議案の概要

（参考１）公有水面埋立法

第3条第1項 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第3条第4項 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

（参考２）埋立て承認手続きフロー（国施行）



2 議案の概要

(2) 第76号議案

ア 議案の提案理由

公有水面埋立法第3条第1項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、支障がない旨の意見を述べたいが、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要があるもの。

イ 埋立ての概要

位置	面積	用途	出願人	埋立期間
長崎市松が枝町、小曾根町、浪の平町	24,782.35㎡	ふ頭用地 緑地 交通機能用地	長崎県	4年10か月

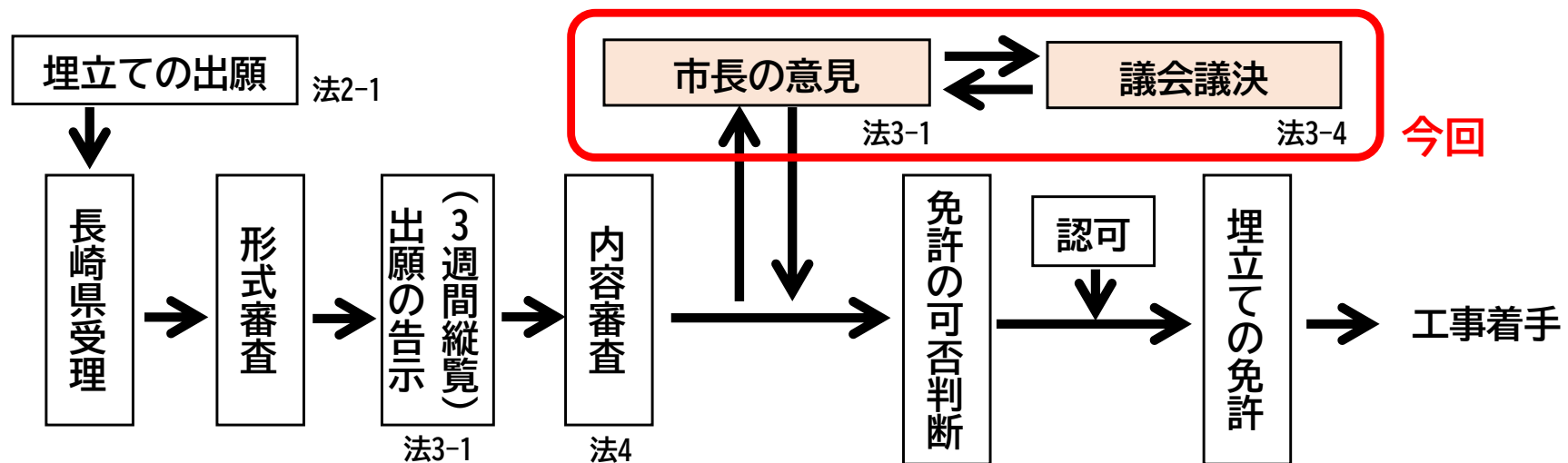
2 議案の概要

(参考1) 公有水面埋立法

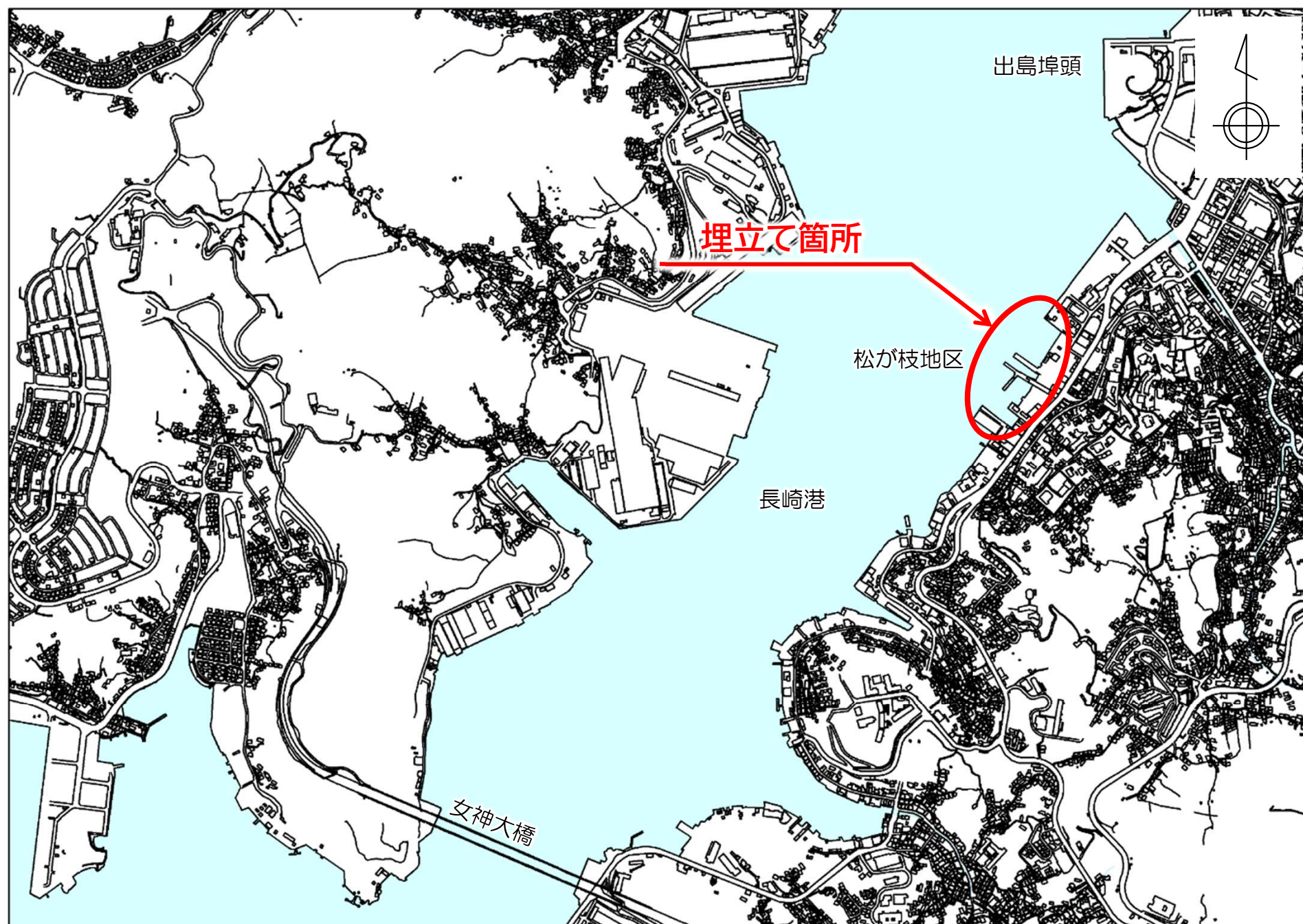
第3条第1項 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第3条第4項 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(参考3) 埋立て免許手続きフロー（県施行）



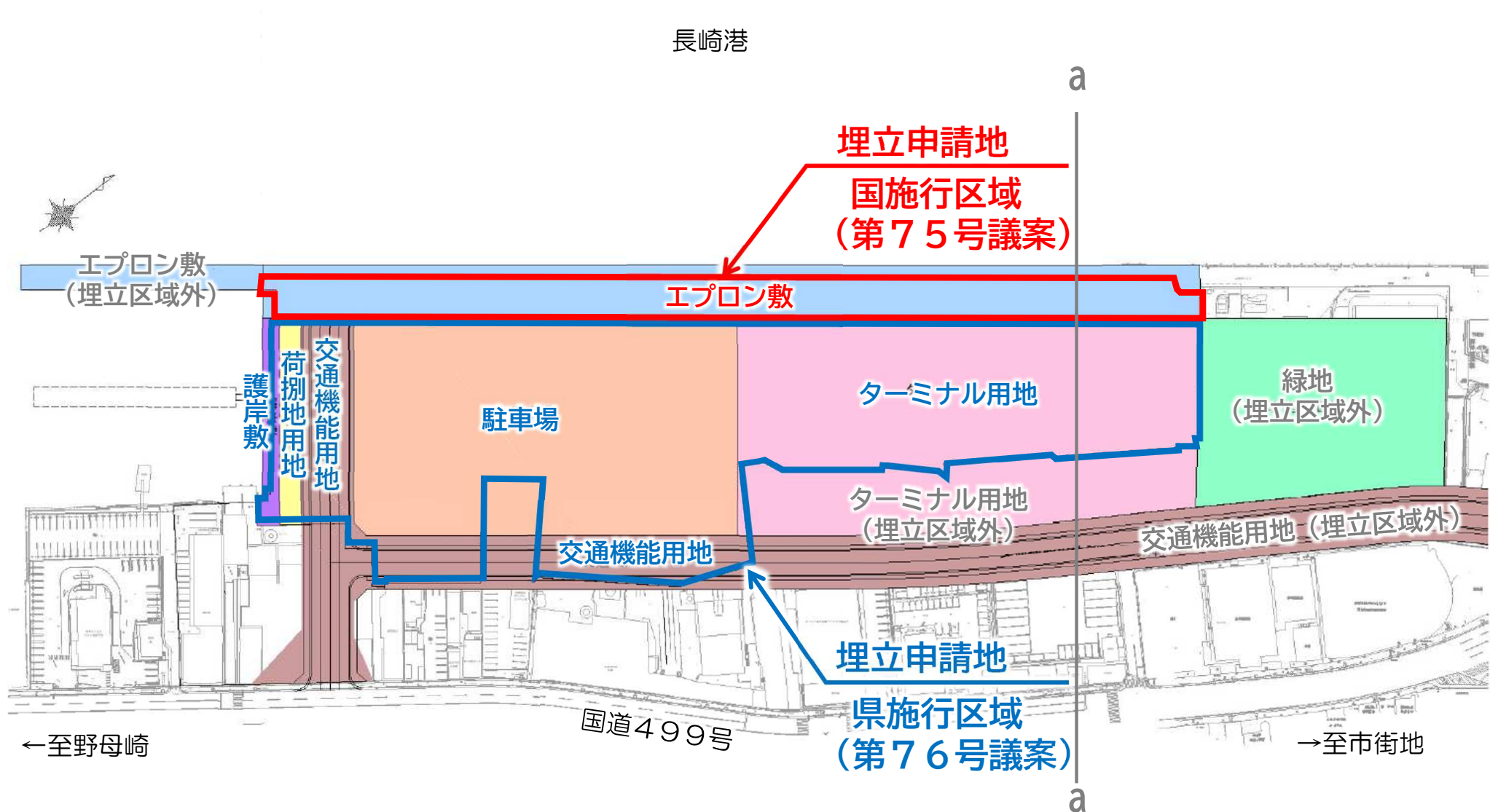
3 位置図



4 航空写真



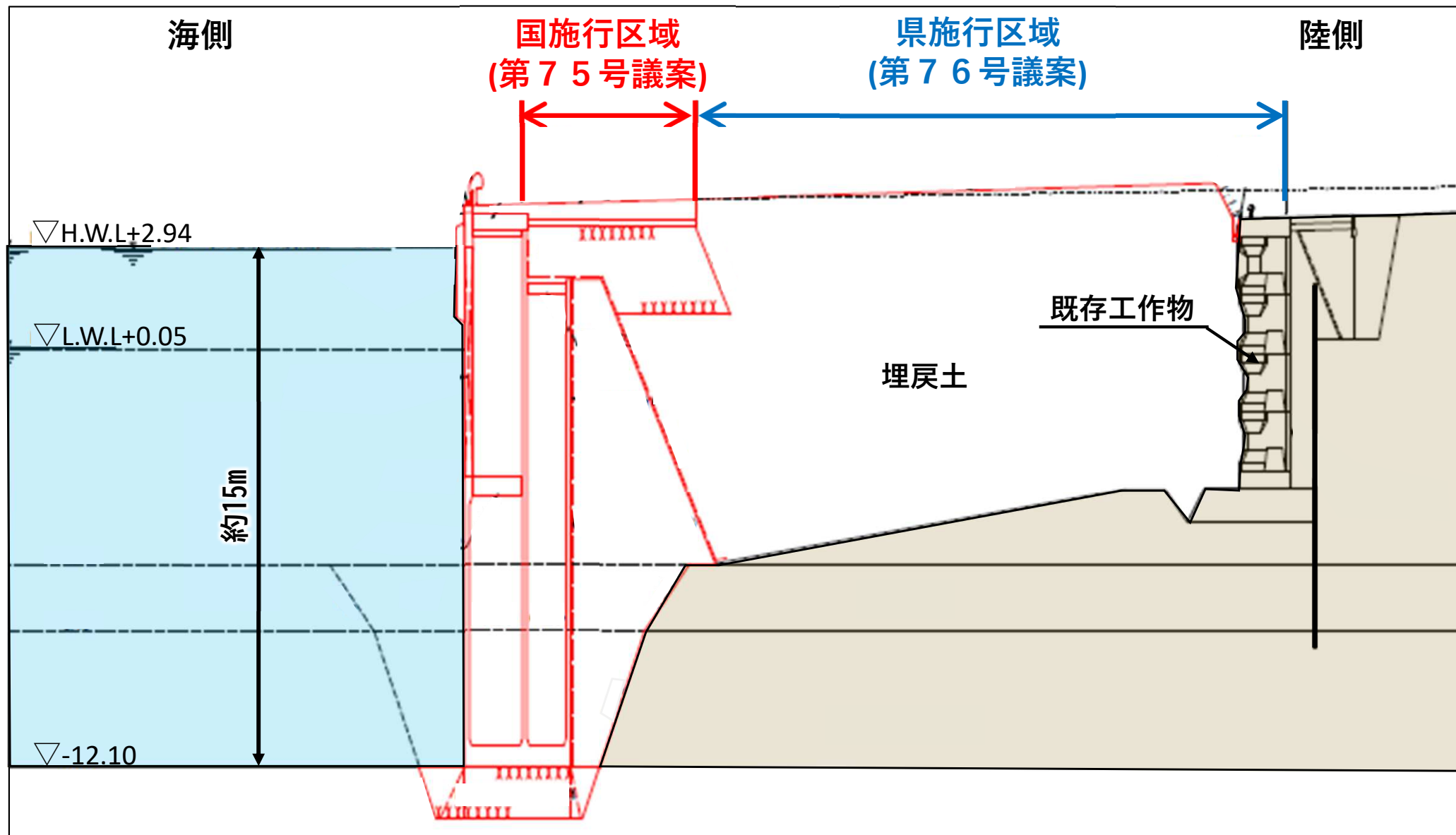
5 全体計画図



※全体計画は関係者との協議により今後、変更の可能性あり

6 計画断面図

a - a 断面



7 埋立てに対して支障がないと判断する理由

(1) 埋立ての必要性

当該公有水面の埋立てについては、大型クルーズ船の入港や増加する旅客への対応が喫緊かつ重要な課題となっているなかで、クルーズ船の多様な要請に対応した快適で利便性の高い交流空間を形成するための用地の確保を目的としたものであり、寄港需要への対応が可能となり、観光消費拡大といった経済的効果の向上及び港湾の競争力強化、地域経済の活性化に寄与するものと判断されるため。

(2) 環境への影響

本埋立計画の実施に伴う周辺環境への影響に関し、各評価項目について、埋立工事中及び埋立地の存在に対して影響予測を行った結果、すべて環境保全目標を満足し、影響は軽微であり、環境保全対策を講じることにより、本埋立て計画の実施に伴う環境への影響は、ほとんどないと判断されるため。